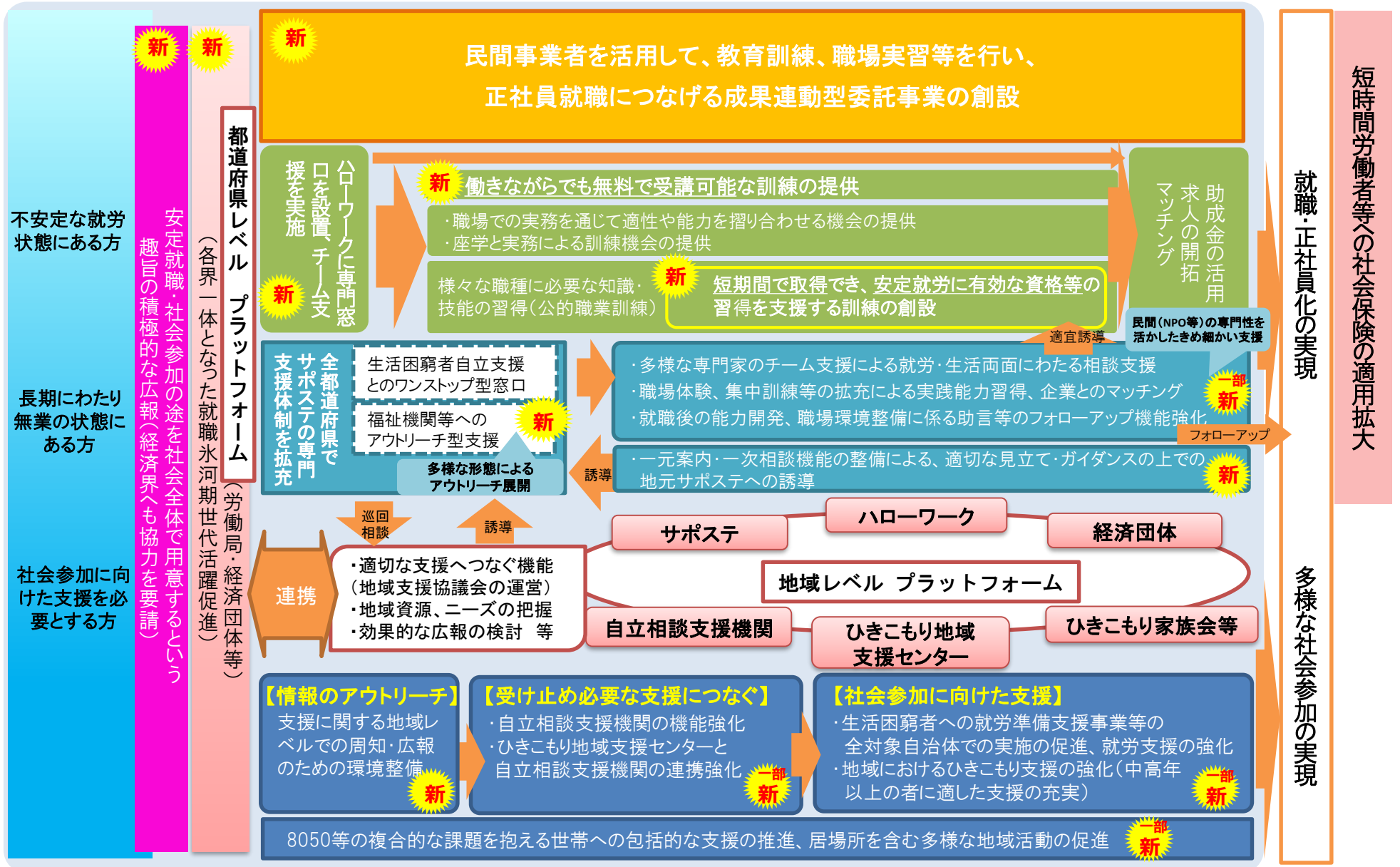
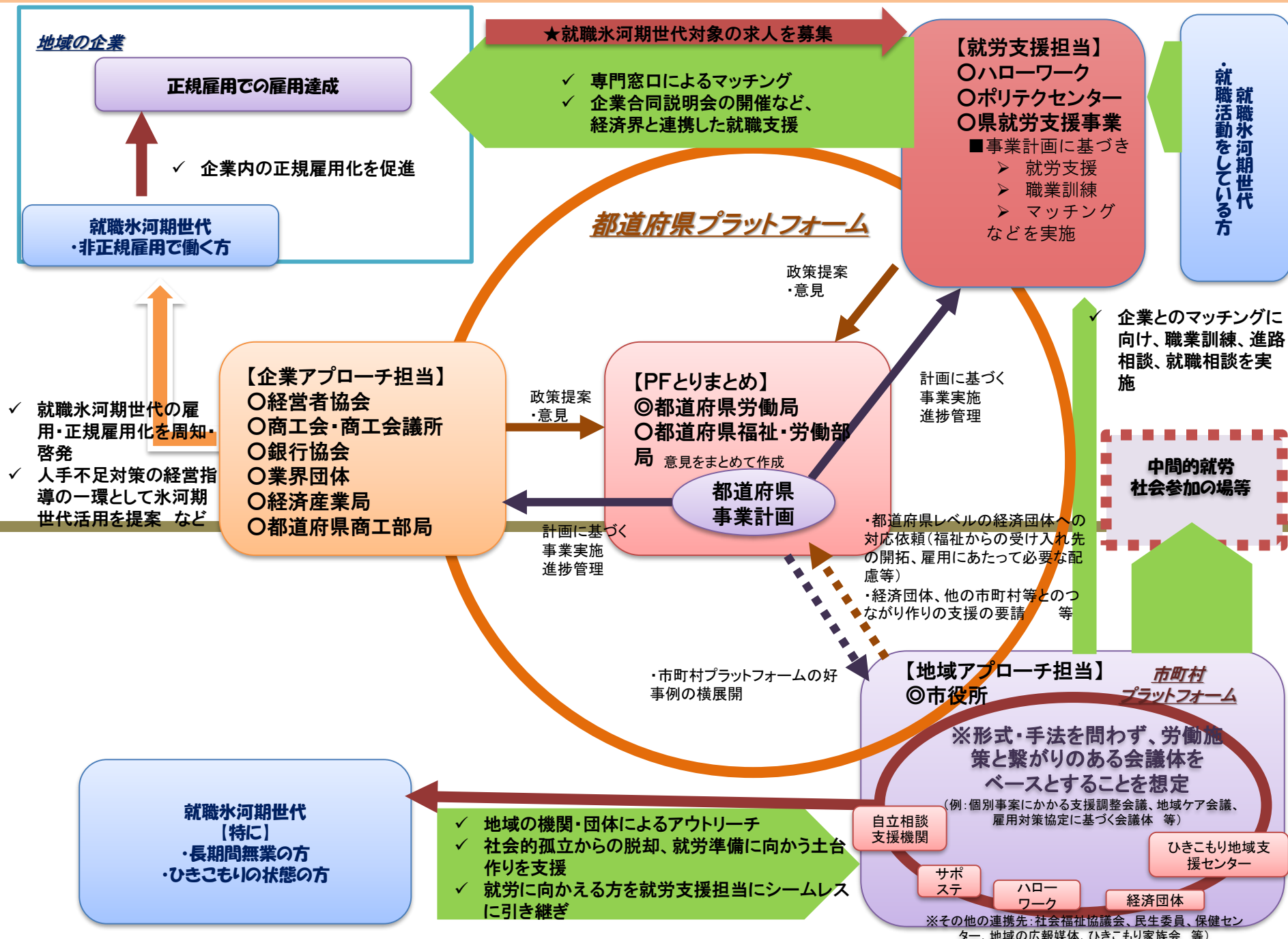


厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（全体像）



都道府県プラットフォームによる支援のイメージ図



「特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)」のご案内

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。(令和2年2月14日～)

＜対象となる労働者＞ 下表①～④のすべてに当てはまる方が対象です

雇い入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など(以下、「ハローワークなど」といいます)の紹介で**正規雇用労働者**(※)として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

①	雇入れ日時時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
③	ハローワークなどの紹介の時点で失業しているまたは非正規雇用労働者である方であつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
④	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

(※) 正規雇用労働者とは

正規雇用労働者とは、以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する方とします。
ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。
また、正規雇用労働者について就業規則などにおいて定められている必要があります。

- (ア) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- (イ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者であること。
- (ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則などに規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

◆ 対象となる事業主の要件は、裏面をご覧ください。

＜支給額＞ 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します

企業規模	支給対象期間	支給額 ※		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※雇い入れ日から起算した最初の6カ月を第1期、以後の6カ月を第2期といいます。

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。



<対象となる事業主> 下表①～⑤のすべてを満たす事業主が助成金を受給できます

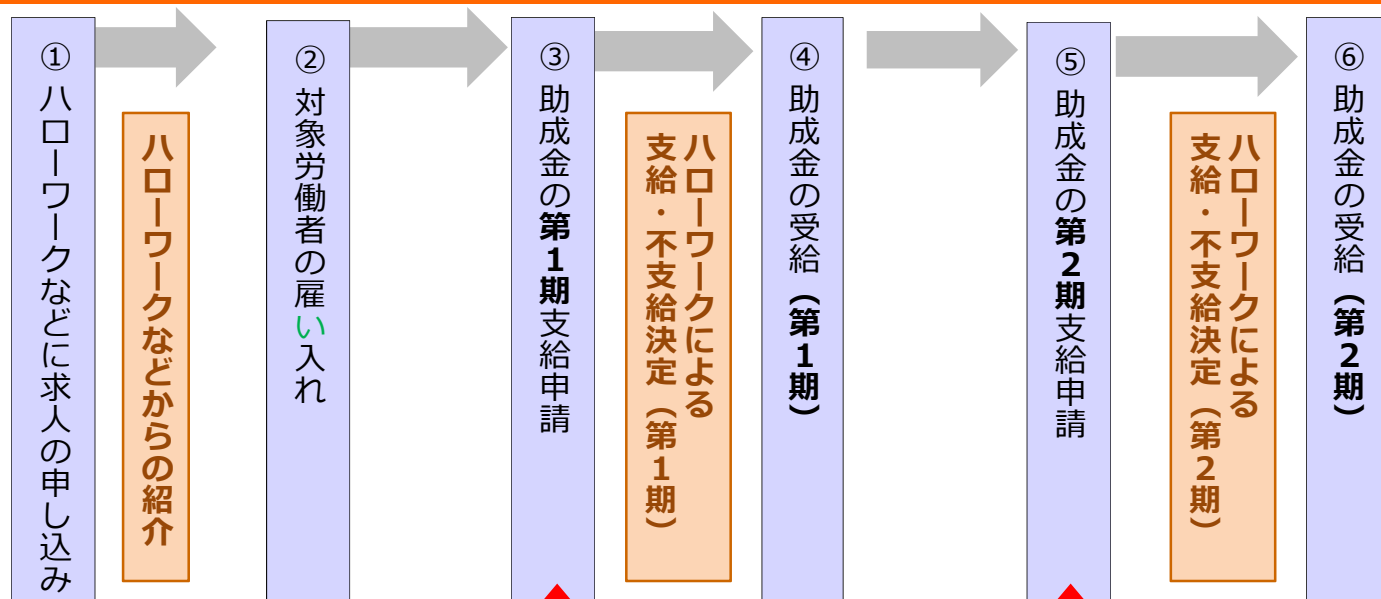
①	雇用保険の適用事業主であること
②	対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者（※）として、かつ雇用保険の一般被保険者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く。）として雇用することが確実であると認められること（※）表面参照
③	対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間（以下「基準期間」という。）に、事業主の都合による従業員の解雇（勤奨退職を含む。）をしていないこと
④	基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く。）
⑤	対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）

注）上記を満たす事業主であっても、以下に該当する場合などは助成金が支給されません

（詳しくは事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。）

- ・ ハローワークの紹介以前に雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
- ・ 雇い入れ日の前日から過去3年間に、職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことのある人をこの職場適応訓練を行った事業主が雇い入れる場合
- ・ 雇い入れ日の前日から過去3年間に、この雇い入れをする事業所と雇用、請負、委任の関係にあった人、または出向、派遣、請負、委任の関係によってこの雇い入れをする事業所で就労したことのある人を雇い入れる場合
- ・ 雇い入れ日の前日から過去3年間に、この雇い入れをする事業所で、通算して3カ月を超えて訓練・実習などを受講したことなどがある人を雇い入れる場合
- ・ 雇い入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向・派遣・請負・委任の関係によって、対象労働者を事業所で就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3カ月を超えて受講したことなどがある訓練・実習などを行っていた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性などからみて密接な関係にある事業主がこの対象労働者を雇い入れる場合
- ・ 対象労働者が、雇い入れをする事業所の代表者または取締役の3親等内の親族（配偶者、3親等以内の血族と姻族）である場合
- ・ 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合
- ・ ハローワークなどの紹介時点と異なる条件で雇い入れられた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、または違法行為があり、かつこの対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
- ・ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことによって、高年齢者などの雇用の安定などに関する法律に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない場合
- ・ この助成金の対象労働者であることをあらかじめ把握せずに雇い入れる場合
- ・ 支給対象期の途中で対象労働者が定年に達する場合

<雇い入れから支給申請までの流れ>



支給にあたっては、このリーフレットに掲載している要件の他にも、条件などがあります。詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

就職氷河期世代支援窓口

令和2年1月6日
OPEN

『ミドル世代支援コーナー』

のご利用をお待ちしております

- ◇臨時的・短期的な就業を繰り返す等、不安定就労期間の長い方
- ◇正社員としての就業期間が少ない、もしくは、就労経験が無い方
- ◇ハローワークの専門支援窓口のご利用で、正社員就職を目指しませんか？

☆主な対象者

- ・年齢が概ね35歳～54歳の方
- ・正社員雇用の機会に恵まれなかった方
- ・安定した雇用を希望している方

☆主な支援メニュー

- ・担当者制による個別支援
- ・応募書類(履歴書・職務経歴書)の作成支援
- ・面接のトレーニング
- ・職業訓練の相談、あっせん
- ・各種セミナー等の実施
- ・臨床心理士による相談

「ミドル世代支援コーナー」設置のハローワーク

ハローワーク水戸
水戸市水府町1573-1

TEL 029-231-6221

ハローワーク土浦
土浦市中央1838

土浦労働総合庁舎 1 階
TEL 029-822-5124



茨城労働局・県内各ハローワーク

事業主の皆様へ

ハローワークでは、**就職氷河期世代**を募集する
事業主の皆様からの求人申し込みをお待ちしております！

○就職氷河期世代とは？

就職氷河期世代とは、学校新卒時の就職期が、バブル崩壊後の厳しい経済状況であった故に、個々人の意思等によらず、未就職・不安定就労を余儀なくされ、現在も引き続きその影響を受けている方です。

○就職氷河期世代を募集する求人とは？

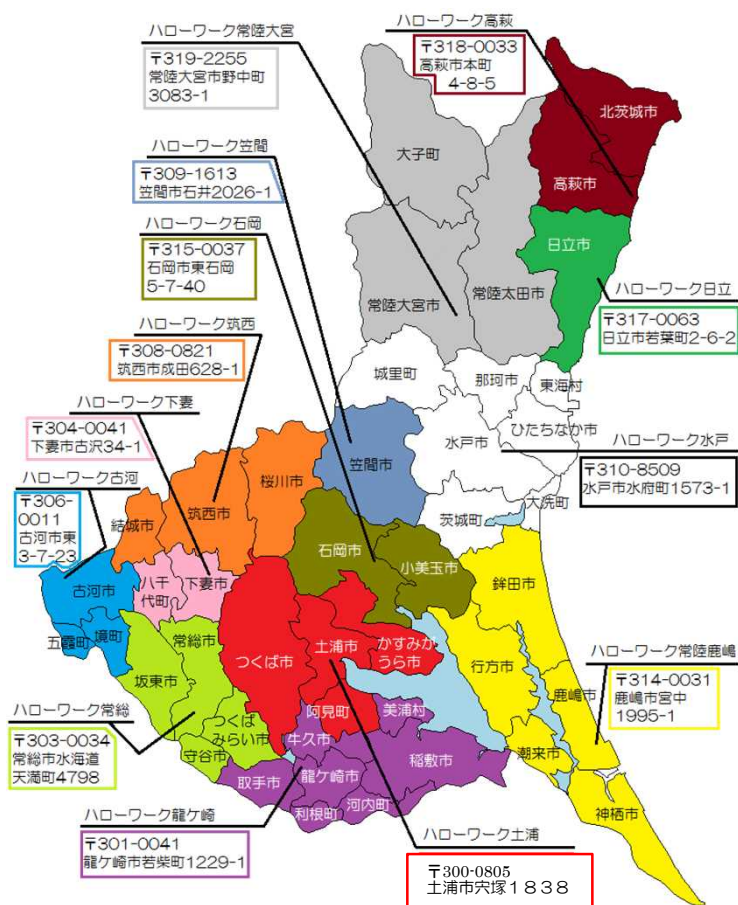
正社員雇用の機会に恵まれなかった方、不本意ながら非正規雇用で働く方、不安定就労の経験が長い方などが、安定した雇用へ就職できるよう、**採用条件として必要な経験・技能・知識等や必要な免許・資格の条件のない求人**のお申し込みをお願いします。

氷河期世代を募集する求人募集は、上記の条件以外に求人年齢の設定により下記のとおり区分されます。

***就職氷河期世代限定求人** → 求人募集年齢を「35歳～54歳」に設定

***就職氷河期世代応募歓迎求人** → 求人募集年齢を「不問」に設定

(就職氷河期世代応募歓迎求人は、氷河期世代以外の方の応募も可能となります。)



ハローワーク	TEL
ハローワーク水戸	029-231-6221
ハローワーク笠間	0296-72-0252
ハローワーク日立	0294-21-6441
ハローワーク筑西	0296-22-2188
ハローワーク下妻	0296-43-3737
ハローワーク土浦	029-822-5124
ハローワーク古河	0280-32-0461
ハローワーク常総	0297-22-8609
ハローワーク石岡	0299-26-8141
ハローワーク常陸大宮	0295-52-3185
ハローワーク龍ヶ崎	0297-60-2727
ハローワーク高萩	0293-22-2549
ハローワーク常陸鹿嶋	0299-83-2318